方メートル当たりの価格が最高である地点に旧市町村役場が所在していたものとみなす。）との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む。）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、水路を含む場合にあっては、その距離を２倍として計算した距離とする。以下この条において「本庁からの距離」という。）に別表第１（2）に定める経常態容補正Ⅱの本庁からの距離段階による補正率のAに定める率を乗じて得た率と同表のBに定める率とを合算した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

7　市町村の「林野水産行政費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によって算定した率とする。

算式

$(B / A) \times \underline{2.75} + (C / A) \times \underline{0.15}$

［略］

8　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によって算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$B / (A \times \underline{1.74})$

算式の符号

［略］

B　合併関係市町村ごとに次の算式によって算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\underline{31.1} \times a \times b \times c$

bが3.970を超えるときは3.970とする。

cが1.797を超えるときは1.797とする。

［略］

（投資態容補正係数の算定方法等）

第十二条　［略］

2　投資補正及び投資補正Ⅱに用いる指標は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算定方法等の欄に定める数値又は同欄に定める方法によって算定した数値（特別の定めがある場合を除くほか、小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	指標	算定方法等
都道府県	一　道路橋りょう費	道路の延長	国府県道未整備延長比率	1　平成二十八年から平成三十年までの各年における四月一日現在並びに平成三十一

方メートル当たりの価格が最高である地点に旧市町村役場が所在していたものとみなす。）との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む。）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、水路を含む場合にあっては、その距離を２倍として計算した距離とする。以下この条において「本庁からの距離」という。）に別表第１（2）に定める経常態容補正Ⅱの本庁からの距離段階による補正率のAに定める率を乗じて得た率と同表のBに定める率とを合算した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

7　市町村の「林野水産行政費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によって算定した率とする。

算式

$(B / A) \times \underline{2.98} + (C / A) \times \underline{0.18}$

［同左］

8　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によって算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$B / (A \times \underline{1.77})$

算式の符号

［同左］

B　合併関係市町村ごとに次の算式によって算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\underline{31.4} \times a \times b \times c$

bが3.980を超えるときは3.980とする。

cが1.797を超えるときは1.797とする。

［同左］

（投資態容補正係数の算定方法等）

第十二条　［同上］

2　投資補正及び投資補正Ⅱに用いる指標は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算定方法等の欄に定める数値又は同欄に定める方法によって算定した数値（特別の定めがある場合を除くほか、小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	指標	算定方法等
都道府県	一　道路橋りょう費	道路の延長	国府県道未整備延長比率	1　平成三十一年三月三十一日現在において国土交通省が作成した道路統計年報（以